

新旧対照表

(注) 下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p style="text-align: right;">別紙 1</p> <p style="text-align: center;">免許を受けた酒類小売業者の皆様へ</p> <p style="text-align: right;">令和〇年〇月 税務署</p> <p>酒類は酒税が課せられている財政上重要な物品であり、酒類小売業者は酒類代金の円滑な回収を通じ酒税の確保を図るという重要な役割を担っていることから、免許制を採用しており、免許業者には酒税法、酒税の保全及び酒類業組合等に関する法律（以下「酒類業組合法」といいます。）において様々な義務が課されています。</p> <p>また、酒類は致酔性などの特性を有する飲料であることから、酒類小売業者に対しては、近年、<u>20歳未満の者</u>の飲酒防止をはじめとした酒類の適正な販売管理に係る社会的な要請が高まっています。</p> <p>このため、次の事項について積極的に対処していただくようお願いいたします。</p> <p>なお、酒税法、酒類業組合法、未成年者飲酒禁止法等を遵守していないと認められる場合には、各法律の規定により罰金に処せられ、併せて免許を取り消されることがあります。</p> <p>1 酒税法及び酒類業組合法に定める記帳義務、申告義務、報告義務の履行について</p> <p>(1) 酒類の仕入れ・販売状況について記帳してください。</p> <p>(2) 毎年度（4月～翌年3月）の酒類の販売数量等を報告してください。</p> <p>(3) 毎年4月1日現在の酒類の販売管理状況について報告してください。</p> <p>(4) その他酒税法及び酒類業組合法に定める義務を確実に履行してください。</p> <p>2 酒類販売管理者の選任・届出、酒類販売管理研修の定期的な受講、標識の掲示について</p> <p>(1) 酒類の販売業務を開始するときまでに、財務大臣の指定を受けた団体が実施する研修（以下「酒類販売管理研修」といいます。）を過去3年以内に受けた者のうちから酒類販売管理者を選任しなければなりません。</p> <p>(2) 選任後2週間以内に税務署長に「酒類販売管理者選任届出書」を提出しなければなりません。なお、提出に当たっては、受講証の写しを添えてください。</p> <p>(3) 酒類販売管理者には、前回の受講から3年を超えない期間ごとに酒類販売管理研修を受講させなければなりません。</p> <p>(4) 販売場の見やすい場所に酒類販売管理者の氏名や酒類販売管理者が酒類販売管理研修を受講した事績等を記載した標識を掲示しなければなりません。</p> <p>3 <u>二十歳未満の者</u>の飲酒防止に関する表示基準の遵守について</p> <p>「<u>二十歳未満の者</u>の飲酒防止に関する表示基準」（国税庁告示）を遵守してください。この表示基準には次に掲げるものなどがあります。</p> <p>(1) 酒類の陳列場所における表示</p>	<p style="text-align: right;">別紙 1</p> <p style="text-align: center;">免許を受けた酒類小売業者の皆様へ</p> <p style="text-align: right;">平成〇年〇月 税務署</p> <p>酒類は酒税が課せられている財政上重要な物品であり、酒類小売業者は酒類代金の円滑な回収を通じ酒税の確保を図るという重要な役割を担っていることから、免許制を採用しており、免許業者には酒税法、酒税の保全及び酒類業組合等に関する法律（以下「酒類業組合法」といいます。）において様々な義務が課されています。</p> <p>また、酒類は致酔性などの特性を有する飲料であることから、酒類小売業者に対しては、近年、<u>未成年者</u>飲酒防止をはじめとした酒類の適正な販売管理に係る社会的な要請が高まっています。</p> <p>このため、次の事項について積極的に対処していただくようお願いいたします。</p> <p>なお、酒税法、酒類業組合法、未成年者飲酒禁止法等を遵守していないと認められる場合には、各法律の規定により罰金に処せられ、併せて免許を取り消されることがあります。</p> <p>1 酒税法及び酒類業組合法に定める記帳義務、申告義務、報告義務の履行について</p> <p>(1) 酒類の仕入れ・販売状況について記帳してください。</p> <p>(2) 毎年度（4月～翌年3月）の酒類の販売数量等を報告してください。</p> <p>(3) 毎年4月1日現在の酒類の販売管理状況について報告してください。</p> <p>(4) その他酒税法及び酒類業組合法に定める義務を確実に履行してください。</p> <p>2 酒類販売管理者の選任・届出、酒類販売管理研修の定期的な受講、標識の掲示について</p> <p>(1) 酒類の販売業務を開始するときまでに、財務大臣の指定を受けた団体が実施する研修（以下「酒類販売管理研修」といいます。）を過去3年以内に受けた者のうちから酒類販売管理者を選任しなければなりません。</p> <p>(2) 選任後2週間以内に税務署長に「酒類販売管理者選任届出書」を提出しなければなりません。なお、提出に当たっては、受講証の写しを添えてください。</p> <p>(3) 酒類販売管理者には、前回の受講から3年を超えない期間ごとに酒類販売管理研修を受講させなければなりません。</p> <p>(4) 販売場の見やすい場所に酒類販売管理者の氏名や酒類販売管理者が酒類販売管理研修を受講した事績等を記載した標識を掲示しなければなりません。</p> <p>3 <u>未成年者</u>の飲酒防止に関する表示基準の遵守について</p> <p>「<u>未成年者</u>の飲酒防止に関する表示基準」（国税庁告示）を遵守してください。この表示基準には次に掲げるものなどがあります。</p> <p>(1) 酒類の陳列場所における表示</p>

改正後

(2) 酒類の通信販売における表示

4 20歳未満の者の飲酒防止等について

未成年者飲酒禁止法を遵守し、**20歳未満の者**には絶対に酒類を販売しないでください。また、**20歳未満の者の**飲酒防止等を推進する観点から、次のような取組について検討してください。

- (1) お酒のチラシ等への **20歳未満の者の**飲酒防止のための注意文（「**20歳未満の者の**飲酒は法律で禁止されています。」など）の掲載
- (2) 店頭やレジ付近、お酒の陳列場所への **20歳未満の者の**飲酒防止のポスターの掲示
- (3) 酒類自動販売機による販売の自粛
- (4) レジ袋の透明化、レジ袋への **20歳未満の者の**飲酒防止・飲酒運転防止のための啓発表示等

5 酒類の公正な取引について

- (1) 「酒類の公正な取引に関する基準」（国税庁告示）、「酒類に関する公正な取引のための指針」、公正取引委員会のガイドライン「不当販売に関する独占禁止法上の考え方」及び「酒類の流通における不当販売、差別対価等への対応について」を遵守し、これに則した取引を行ってください。
- (2) お酒は節度ある販売が必要な商品です。過度の販売を連想させ、不当に顧客を誘引するおそれがあるチラシやお酒の目玉商品的な取扱いを自粛してください。
(注) 全国小売酒販組合中央会が公正取引委員会の認定を受けた「酒類小売業における酒類の表示に関する公正競争規約」においては、「365日大安売り」、「二本買うと一本ただ」、「損をしたい」その他これらに類する表現を用いたものを「過度の販売を連想させ、不当に顧客を誘引するおそれがある表示」としています。

6 酒類容器等のリサイクルについて

資源の有効な利用の促進に関する法律、容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律、食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律など、リサイクル関係法令に定める必要な義務を確実に履行してください。

(照会先)

税務署 酒類指導官

(TEL -)

この文書による行政指導の責任者は 税務署長です。

改正前

(2) 酒類の通信販売における表示

4 未成年者飲酒防止等について

未成年者飲酒禁止法を遵守し、**未成年者**には絶対に酒類を販売しないでください。また、**未成年者**飲酒防止等を推進する観点から、次のような取組について検討してください。

- (1) お酒のチラシ等への **未成年者**飲酒防止のための注意文（「**未成年者の**飲酒は法律で禁止されています。」など）の掲載
- (2) 店頭やレジ付近、お酒の陳列場所への **未成年者**飲酒防止のポスターの掲示
- (3) 酒類自動販売機による販売の自粛
- (4) レジ袋の透明化、レジ袋への **未成年者**飲酒防止・飲酒運転防止のための啓発表示等

5 酒類の公正な取引について

- (1) 「酒類の公正な取引に関する基準」（国税庁告示）、「酒類に関する公正な取引のための指針」、公正取引委員会のガイドライン「不当販売に関する独占禁止法上の考え方」及び「酒類の流通における不当販売、差別対価等への対応について」を遵守し、これに則した取引を行ってください。
- (2) お酒は節度ある販売が必要な商品です。過度の販売を連想させ、不当に顧客を誘引するおそれがあるチラシやお酒の目玉商品的な取扱いは自粛してください。
(注) 全国小売酒販組合中央会が公正取引委員会の認定を受けた「酒類小売業における酒類の表示に関する公正競争規約」においては、「365日大安売り」、「二本買うと一本ただ」、「損をしたい」その他これらに類する表現を用いたものを「過度の販売を連想させ、不当に顧客を誘引するおそれがある表示」としています。

6 酒類容器等のリサイクルについて

資源の有効な利用の促進に関する法律、容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律、食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律など、リサイクル関係法令に定める必要な義務を確実に履行してください。

(照会先)

税務署 酒類指導官

(TEL -)

この文書による行政指導の責任者は 税務署長です。

改正後

別紙2

令和 年 月
税 務 署

酒類の適切な販売管理について

平素は、酒税行政及び酒類行政につきましてご理解とご協力をいただき、ありがとうございます。

近年、酒類販売を取り巻く環境が大きく変化する中で、**20歳未満の者**の飲酒防止をはじめとした酒類販売に対する社会的要請は一層高まっています。これらに適切に対応するためには、酒類販売管理者の果たす社会的役割が非常に重要となります。

平成29年6月より、次の事項が義務化されていますので、ご留意願います。

(1)酒類販売管理研修(初回研修)の受講の義務化	酒類小売業者(小売を行う製造業者及び卸売業者を含みます。以下同じ。)は、酒類の小売販売場ごとに、 <u>酒類販売管理研修を過去3年以内に受けた者の中から酒類販売管理者を選任しなければなりません</u> (酒類販売管理者を選任しない場合や研修を受講していない者等を選任した場合は、「選任義務違反」となります。)
(2)3年ごとの酒類販売管理研修(定期研修)の受講の義務化	酒類小売業者は、酒類販売管理者に、 <u>前回の受講から3年を超えない期間ごとに酒類販売管理研修を受講させなければなりません</u> (定期研修を受講させない場合には「勧告」、「警告」に従わない場合には「命令」の対象となる場合があります。)
(3)標識掲示の義務化	酒類小売業者は、酒類の小売販売場ごとに、公衆の見やすい場所に、 <u>酒類販売管理者の氏名や酒類販売管理研修の受講実績等を記載した標識を掲示しなければなりません</u> 。

注1 平成29年6月1日以降は、酒類販売管理研修を受講した者の中から酒類販売管理者を選任しなければなりません。ただし、同年5月31日までに酒類販売管理者を選任し届け出ている場合は、初回研修は、平成29年8月31日までに、前回の受講から3年を経過している者の定期研修は、平成29年11月30日までに受講させる必要があります。

注2 酒類販売管理研修は、小売酒販組合などの国税庁長官又は国税局長が指定した団体が実施します。研修実施団体の指定状況及び酒類販売管理研修の実施予定については、国税庁のホームページで確認できます。

www.nta.go.jp/shiraberu/senmonjoho/sake/hambai/kenshuyotei/01.htm

【この文書についてのお問合せ先】

〇〇税務署 酒類指導官部門 TEL 00-1111-2222

※ この文書による行政指導の責任者は、△△税務署長です。

改正前

別紙2

平成 年 月
税 務 署

酒類の適切な販売管理について

平素は、酒税行政及び酒類行政につきましてご理解とご協力をいただき、ありがとうございます。

近年、酒類販売を取り巻く環境が大きく変化する中で、**未成年者**飲酒防止をはじめとした酒類販売に対する社会的要請は一層高まっています。これらに適切に対応するためには、酒類販売管理者の果たす社会的役割が非常に重要となります。

平成29年6月より、次の事項が義務化されていますので、ご留意願います。

(1)酒類販売管理研修(初回研修)の受講の義務化	酒類小売業者(小売を行う製造業者及び卸売業者を含みます。以下同じ。)は、酒類の小売販売場ごとに、 <u>酒類販売管理研修を過去3年以内に受けた者の中から酒類販売管理者を選任しなければなりません</u> (酒類販売管理者を選任しない場合や研修を受講していない者等を選任した場合は、「選任義務違反」となります。)
(2)3年ごとの酒類販売管理研修(定期研修)の受講の義務化	酒類小売業者は、酒類販売管理者に、 <u>前回の受講から3年を超えない期間ごとに酒類販売管理研修を受講させなければなりません</u> (定期研修を受講させない場合には「勧告」、「警告」に従わない場合には「命令」の対象となる場合があります。)
(3)標識掲示の義務化	酒類小売業者は、酒類の小売販売場ごとに、公衆の見やすい場所に、 <u>酒類販売管理者の氏名や酒類販売管理研修の受講実績等を記載した標識を掲示しなければなりません</u> 。

注1 平成29年6月1日以降は、酒類販売管理研修を受講した者の中から酒類販売管理者を選任しなければなりません。ただし、同年5月31日までに酒類販売管理者を選任し届け出ている場合は、初回研修は、平成29年8月31日までに、前回の受講から3年を経過している者の定期研修は、平成29年11月30日までに受講させる必要があります。

注2 酒類販売管理研修は、小売酒販組合などの国税庁長官又は国税局長が指定した団体が実施します。研修実施団体の指定状況及び酒類販売管理研修の実施予定については、国税庁のホームページで確認できます。

www.nta.go.jp/shiraberu/senmonjoho/sake/hambai/kenshuyotei/01.htm

【この文書についてのお問合せ先】

〇〇税務署 酒類指導官部門 TEL 00-1111-2222

※ この文書による行政指導の責任者は、△△税務署長です。

改正後

別紙3

(表)

令和 年 月
税 務 署

酒類販売管理研修の受講について

酒税の保全及び酒類業組合等に関する法律第 86 条の 9 の規定に基づき、酒類小売業者（小売を行う酒類製造業者又は酒類卸売業者を含みます。）は、酒類の小売販売場ごとに酒類販売管理者を選任しなければなりません。

酒類販売管理者は、酒類販売管理研修（以下「研修」といいます。）を過去 3 年以内に受けた者の中から選任しなければなりませんので、酒類販売管理者として選任を予定している方が過去 3 年以内に研修を受講していない場合は、必ず受講させてください。

令和●年●月現在の当署周辺で開催が予定されている研修は、別添 1 「令和●年度 酒類販売管理研修実施予定表」のとおりです。また、研修実施団体の連絡先は別添 2 「各研修実施団体の連絡先」のとおりです。

研修を受講するためには研修実施団体への事前申込みが必要となりますので、受講を希望する研修を開催する研修実施団体にお問合せの上、お申込みください（他の研修実施団体及び税務署では申込みを受け付けておりません）。

※ 研修は、酒類小売販売場において酒類の販売業務の適正な管理を担っている酒類販売管理者について、致酔性を有する酒類の特性や酒類小売業者が遵守すべき酒類の販売業務に関する法令の知識の向上等を図ることにより、販売場における酒類の適正な販売管理の確保についてより実効性を高めることを目的として行うものです。

【受講申込時の留意事項】

別添 1 に掲載している研修については、実施日等が変更になっている場合や、定員に達したなどの理由により早期に申込みの受付を終了している場合があります。また、開催日が追加されている場合もありますので、事前に研修実施団体にお問合せいただくか、研修実施団体のホームページをご確認の上、お申込みください。

【この文書についてのお問合せ先】

〇〇税務署 酒類指導官部門 TEL00-1111-2222

※ この文書による行政指導の責任者は、△△税務署長です。

改正前

別紙3

(表)

平成 年 月
税 務 署

酒類販売管理研修の受講について

酒税の保全及び酒類業組合等に関する法律第 86 条の 9 の規定に基づき、酒類小売業者（小売を行う酒類製造業者又は酒類卸売業者を含みます。）は、酒類の小売販売場ごとに酒類販売管理者を選任しなければなりません。

酒類販売管理者は、酒類販売管理研修（以下「研修」といいます。）を過去 3 年以内に受けた者の中から選任しなければなりませんので、酒類販売管理者として選任を予定している方が過去 3 年以内に研修を受講していない場合は、必ず受講させてください。

平成●年●月現在の当署周辺で開催が予定されている研修は、別添 1 「平成●年度 酒類販売管理研修実施予定表」のとおりです。また、研修実施団体の連絡先は別添 2 「各研修実施団体の連絡先」のとおりです。

研修を受講するためには研修実施団体への事前申込みが必要となりますので、受講を希望する研修を開催する研修実施団体にお問合せの上、お申込みください（他の研修実施団体及び税務署では申込みを受け付けておりません）。

※ 研修は、酒類小売販売場において酒類の販売業務の適正な管理を担っている酒類販売管理者について、致酔性を有する酒類の特性や酒類小売業者が遵守すべき酒類の販売業務に関する法令の知識の向上等を図ることにより、販売場における酒類の適正な販売管理の確保についてより実効性を高めることを目的として行うものです。

【受講申込時の留意事項】

別添 1 に掲載している研修については、実施日等が変更になっている場合や、定員に達したなどの理由により早期に申込みの受付を終了している場合があります。また、開催日が追加されている場合もありますので、事前に研修実施団体にお問合せいただくか、研修実施団体のホームページをご確認の上、お申込みください。

【この文書についてのお問合せ先】

〇〇税務署 酒類指導官部門 TEL00-1111-2222

※ この文書による行政指導の責任者は、△△税務署長です。

改正後	改正前
<p style="text-align: center;">(裏)</p> <p style="text-align: right;">(参考)</p> <p style="text-align: center;">酒類販売管理者制度について</p> <p>酒類は、致酔性などの特性を有する飲料であることから、<u>20歳未満の者</u>の飲酒防止をはじめとした酒類の販売管理に対する社会的要請が高まっています。こうしたことを背景として、平成 15 年 5 月に酒税の保全及び酒類業組合等に関する法律の一部改正により「酒類販売管理者制度」が導入され、平成 15 年 9 月から適用されています。</p> <p>1 酒類販売管理者の選任義務 酒類小売業者は、販売場ごとに、酒類の販売業務に従事する者で、かつ、国税庁長官又は国税局長が指定する団体（小売酒販組合等）が実施する研修を過去 3 年以内に受講した者の中から「酒類販売管理者」を選任しなければなりません。 酒類小売業者（法人であるときはその役員）自身が酒類販売業務に従事し、かつ、研修を 3 年以内に受講している場合には、自ら酒類販売管理者となることができます。 また、選任された酒類販売管理者は、酒類小売業者又は酒類の販売業務に従事する使用人等に対し、これらの者が酒類の販売業務に関する法令の規定を遵守してその業務を実施するため、必要な助言又は指導を行う必要があります。 なお、酒類小売業者は、酒類販売管理者が行う助言を尊重しなければなりません。 ※ 酒類販売管理者を選任しなかった場合には、50 万円以下の罰金に処せられ、併せて免許が取り消されることがあります。</p> <p>2 酒類販売管理者選任の届出義務 酒類小売業者は、酒類販売管理者を選任し、又は解任したときは、2 週間以内にその旨を所轄税務署長に届け出なければなりません。 ※ この届出を怠った場合には、10 万円以下の過料に処せられることとなっています。</p> <p>3 酒類販売管理者に定期的に研修を受講させる義務 酒類小売業者は、酒類販売管理者に、前回の受講から 3 年を超えない期間ごとに研修を受講させなければなりません。 ※ 定期的に研修を受講させない場合には、勧告・命令を経て、50 万円以下の罰金に処せられ、併せて免許が取り消されることがあります。</p> <p>4 標識の掲示義務 酒類小売業者は、酒類の小売販売場ごとに、公衆の見やすい場所に、酒類販売管理者の氏名や酒類販売管理研修の受講事績等を記載した標識を掲示しなければなりません。 研修の実施団体及び連絡先等は、別添 2「各研修実施団体の連絡先」で確認いただくほか、国税庁ホームページでもご覧いただけます。 【国税庁ホームページアドレス】 www.nta.go.jp/ ホーム>税について調べる>お酒に関する情報>酒類の販売管理>酒類販売管理研修実施団体の指定状況等及び研修実施予定について</p>	<p style="text-align: center;">(裏)</p> <p style="text-align: right;">(参考)</p> <p style="text-align: center;">酒類販売管理者制度について</p> <p>酒類は、致酔性などの特性を有する飲料であることから、<u>未成年者</u>飲酒防止をはじめとした酒類の販売管理に対する社会的要請が高まっています。こうしたことを背景として、平成 15 年 5 月に酒税の保全及び酒類業組合等に関する法律の一部改正により「酒類販売管理者制度」が導入され、平成 15 年 9 月から適用されています。</p> <p>1 酒類販売管理者の選任義務 酒類小売業者は、販売場ごとに、酒類の販売業務に従事する者で、かつ、国税庁長官又は国税局長が指定する団体（小売酒販組合等）が実施する研修を過去 3 年以内に受講した者の中から「酒類販売管理者」を選任しなければなりません。 酒類小売業者（法人であるときはその役員）自身が酒類販売業務に従事し、かつ、研修を 3 年以内に受講している場合には、自ら酒類販売管理者となることができます。 また、選任された酒類販売管理者は、酒類小売業者又は酒類の販売業務に従事する使用人等に対し、これらの者が酒類の販売業務に関する法令の規定を遵守してその業務を実施するため、必要な助言又は指導を行う必要があります。 なお、酒類小売業者は、酒類販売管理者が行う助言を尊重しなければなりません。 ※ 酒類販売管理者を選任しなかった場合には、50 万円以下の罰金に処せられ、併せて免許が取り消されることがあります。</p> <p>2 酒類販売管理者選任の届出義務 酒類小売業者は、酒類販売管理者を選任し、又は解任したときは、2 週間以内にその旨を所轄税務署長に届け出なければなりません。 ※ この届出を怠った場合には、10 万円以下の過料に処せられることとなっています。</p> <p>3 酒類販売管理者に定期的に研修を受講させる義務 酒類小売業者は、酒類販売管理者に、前回の受講から 3 年を超えない期間ごとに研修を受講させなければなりません。 ※ 定期的に研修を受講させない場合には、勧告・命令を経て、50 万円以下の罰金に処せられ、併せて免許が取り消されることがあります。</p> <p>4 標識の掲示義務 酒類小売業者は、酒類の小売販売場ごとに、公衆の見やすい場所に、酒類販売管理者の氏名や酒類販売管理研修の受講事績等を記載した標識を掲示しなければなりません。 研修の実施団体及び連絡先等は、別添 2「各研修実施団体の連絡先」で確認いただくほか、国税庁ホームページでもご覧いただけます。 【国税庁ホームページアドレス】 www.nta.go.jp/ ホーム>税について調べる>お酒に関する情報>酒類の販売管理>酒類販売管理研修実施団体の指定状況等及び研修実施予定について</p>

改正後

別添 1

令和 年度 酒類販売管理研修実施予定表
(令和●年●月現在)

それぞれの研修を実施する研修実施団体に直接お問合せの上、お申込みください。
(研修実施団体の連絡先は別添 2「各研修実施団体の連絡先(研修受講の申込先)」を参照)

(2-1)

年 月 日	研修区分	時 間	研修実施団体名	研 修 実 施 場 所

(留意事項)

研修区分欄の表示は、次のとおりです。

- ①「初回研修」とは、酒類販売管理研修を初めて受講する方を対象とした研修です。
- ②「定期研修」とは、酒類販売管理研修を過去に受講したことがある方を対象とした研修です。
- ③「初回研修・定期研修共通」とは、初回研修の受講者と定期研修の受講者を区分せず、両者を対象として実施される研修です。

研修実施団体により、研修形式や研修時間等が異なる場合があります。

改正前

別添 1

平成 年度 酒類販売管理研修実施予定表
(平成●年●月現在)

それぞれの研修を実施する研修実施団体に直接お問合せの上、お申込みください。
(研修実施団体の連絡先は別添 2「各研修実施団体の連絡先(研修受講の申込先)」を参照)

(2-1)

年 月 日	研修区分	時 間	研修実施団体名	研 修 実 施 場 所

(留意事項)

研修区分欄の表示は、次のとおりです。

- ①「初回研修」とは、酒類販売管理研修を初めて受講する方を対象とした研修です。
- ②「定期研修」とは、酒類販売管理研修を過去に受講したことがある方を対象とした研修です。
- ③「初回研修・定期研修共通」とは、初回研修の受講者と定期研修の受講者を区分せず、両者を対象として実施される研修です。

研修実施団体により、研修形式や研修時間等が異なる場合があります。

改正後

別紙 4

令和 年 月
税 務 署

酒類販売管理研修について
《定期研修のお知らせ》

平素は、酒税行政及び酒類行政につきましてご理解とご協力をいただき、ありがとうございます。

さて、20歳未満の者の飲酒防止をはじめとした酒類販売に対する社会的要請に適切に対応していくためには、酒類販売管理者が担っている酒類小売業者への助言及び酒類の販売業務に従事する者への指導という役割が非常に重要となります。また、酒類の販売業務に関する法令の改正が今後も行われると見込まれることや、酒類の特性に鑑み、社会経済情勢の変化を踏まえた的確な現状認識が必要と考えられること等から、酒類小売業者は、酒類販売管理者に、前回の受講から3年を超えない期間ごとに酒類販売管理研修（以下「研修」といいます。）を受講させることが義務付けられています。

貴販売場の酒類販売管理者におかれましては、受講期限が近づいておりますので、前回の受講から3年を経過するまでに必ず研修を受講させていただきます。

令和●年●月現在の当署周辺で開催が予定されている研修は、別添1「令和●年度 酒類販売管理研修実施予定表」のとおりです。また、研修実施団体の連絡先は別添2「各研修実施団体の連絡先」のとおりです。

研修を受講するためには研修実施団体への事前申込みが必要となりますので、受講を希望する研修を開催する研修実施団体にお問合せの上、お申込みください（他の研修実施団体及び税務署では申込みを受け付けておりません。）。

- ※ 1 令和●年●月●日から令和●年▲月▲日までの間に研修を受講した酒類販売管理者を選任している酒類小売業者の方を対象に送付しています。研修の受講の確認及び送付作業に時間を要するため、行き違いとなる場合がございますので、ご了承ください。
- ※ 2 酒類販売管理者に定期的に研修を受講させない場合は、酒税の保全及び酒類業組合等に関する法律の規定により、勧告・命令を経て、50万円以下の罰金に処せられ、併せて免許が取り消されることがあります。
- ※ 3 研修の受講申込みに当たっては、裏面の留意事項もご確認ください。

【この文書についてのお問合せ先】

〇〇税務署 酒類指導官部門 TEL 00-1111-2222

※ この文書による行政指導の責任者は、△△税務署長です。

改正前

別紙 4

平成 年 月
税 務 署

酒類販売管理研修について
《定期研修のお知らせ》

平素は、酒税行政及び酒類行政につきましてご理解とご協力をいただき、ありがとうございます。

さて、未成年者飲酒防止をはじめとした酒類販売に対する社会的要請に適切に対応していくためには、酒類販売管理者が担っている酒類小売業者への助言及び酒類の販売業務に従事する者への指導という役割が非常に重要となります。また、酒類の販売業務に関する法令の改正が今後も行われると見込まれることや、酒類の特性に鑑み、社会経済情勢の変化を踏まえた的確な現状認識が必要と考えられること等から、酒類小売業者は、酒類販売管理者に、前回の受講から3年を超えない期間ごとに酒類販売管理研修（以下「研修」といいます。）を受講させることが義務付けられています。

貴販売場の酒類販売管理者におかれましては、受講期限が近づいておりますので、前回の受講から3年を経過するまでに必ず研修を受講させていただきます。

平成●年●月現在の当署周辺で開催が予定されている研修は、別添1「平成●年度 酒類販売管理研修実施予定表」のとおりです。また、研修実施団体の連絡先は別添2「各研修実施団体の連絡先」のとおりです。

研修を受講するためには研修実施団体への事前申込みが必要となりますので、受講を希望する研修を開催する研修実施団体にお問合せの上、お申込みください（他の研修実施団体及び税務署では申込みを受け付けておりません。）。

- ※ 1 平成●年●月●日から平成●年▲月▲日までの間に研修を受講した酒類販売管理者を選任している酒類小売業者の方を対象に送付しています。研修の受講の確認及び送付作業に時間を要するため、行き違いとなる場合がございますので、ご了承ください。
- ※ 2 酒類販売管理者に定期的に研修を受講させない場合は、酒税の保全及び酒類業組合等に関する法律の規定により、勧告・命令を経て、50万円以下の罰金に処せられ、併せて免許が取り消されることがあります。
- ※ 3 研修の受講申込みに当たっては、裏面の留意事項もご確認ください。

【この文書についてのお問合せ先】

〇〇税務署 酒類指導官部門 TEL 00-1111-2222

※ この文書による行政指導の責任者は、△△税務署長です。

改正後	改正前
<p>【受講申込時の留意事項】</p> <p>別添1に掲載している研修については、実施日等が変更になっている場合や、定員に達したなどの理由により早期に申込みの受付を終了している場合がありますので、<u>事前に研修実施団体にお問合せいただくか、研修実施団体のホームページをご確認の上、お申込みください。</u></p>	<p>【受講申込時の留意事項】</p> <p>別添1に掲載している研修については、実施日等が変更になっている場合や、定員に達したなどの理由により早期に申込みの受付を終了している場合がありますので、<u>事前に研修実施団体にお問合せいただくか、研修実施団体のホームページをご確認の上、お申込みください。</u></p>

改正後

別紙4-1

令和 年 月
税 務 署

酒類販売管理研修について
《定期研修のお知らせ》

平素は、酒税行政及び酒類行政につきましてご理解とご協力をいただき、ありがとうございます。

さて、20歳未満の者の飲酒防止をはじめとした酒類販売に対する社会的要請に適切に対応していくためには、酒類販売管理者が担っている酒類小売業者への助言及び酒類の販売業務に従事する者への指導という役割が非常に重要となります。また、酒類の販売業務に関する法令の改正が今後も行われると見込まれることや、酒類の特性に鑑み、社会経済情勢の変化を踏まえた的確な現状認識が必要と考えられること等から、酒類小売業者は、酒類販売管理者に、前回の受講から3年を超えない期間ごとに酒類販売管理研修（以下「研修」といいます。）を受講させることが義務付けられています。

貴販売場の酒類販売管理者におかれましては、前回の受講から3年を経過していますので、速やかに研修を受講させてください。

研修を受講させない場合は、酒税の保全及び酒類業組合等に関する法律の規定により、勧告・命令を経て、50万円以下の罰金に処せられ、併せて免許が取り消されることがあります。

なお、研修の受講の確認及び送付作業に時間を要するため、行き違いとなる場合がございますので、ご了承ください。

令和●年●月現在の当署周辺で開催が予定されている研修は、別添1「令和●年度 酒類販売管理研修実施予定表」のとおりです。また、研修実施団体の連絡先は別添2「各研修実施団体の連絡先」のとおりです。

研修を受講するためには研修実施団体への事前申込みが必要となりますので、受講を希望する研修を開催する研修実施団体にお問合せの上、お申込みください（他の研修実施団体及び税務署では申込みを受け付けておりません。）。

研修の受講申込みに当たっては、裏面の留意事項もご確認ください。

【この文書についてのお問合せ先】

〇〇税務署 酒類指導官部門 TEL 00-1111-2222

※ この文書による行政指導の責任者は、△△税務署長です。

改正前

別紙4-1

平成 年 月
税 務 署

酒類販売管理研修について
《定期研修のお知らせ》

平素は、酒税行政及び酒類行政につきましてご理解とご協力をいただき、ありがとうございます。

さて、未成年者飲酒防止をはじめとした酒類販売に対する社会的要請に適切に対応していくためには、酒類販売管理者が担っている酒類小売業者への助言及び酒類の販売業務に従事する者への指導という役割が非常に重要となります。また、酒類の販売業務に関する法令の改正が今後も行われると見込まれることや、酒類の特性に鑑み、社会経済情勢の変化を踏まえた的確な現状認識が必要と考えられること等から、酒類小売業者は、酒類販売管理者に、前回の受講から3年を超えない期間ごとに酒類販売管理研修（以下「研修」といいます。）を受講させることが義務付けられています。

貴販売場の酒類販売管理者におかれましては、前回の受講から3年を経過していますので、速やかに研修を受講させてください。

研修を受講させない場合は、酒税の保全及び酒類業組合等に関する法律の規定により、勧告・命令を経て、50万円以下の罰金に処せられ、併せて免許が取り消されることがあります。

なお、研修の受講の確認及び送付作業に時間を要するため、行き違いとなる場合がございますので、ご了承ください。

平成●年●月現在の当署周辺で開催が予定されている研修は、別添1「平成●年度 酒類販売管理研修実施予定表」のとおりです。また、研修実施団体の連絡先は別添2「各研修実施団体の連絡先」のとおりです。

研修を受講するためには研修実施団体への事前申込みが必要となりますので、受講を希望する研修を開催する研修実施団体にお問合せの上、お申込みください（他の研修実施団体及び税務署では申込みを受け付けておりません。）。

研修の受講申込みに当たっては、裏面の留意事項もご確認ください。

【この文書についてのお問合せ先】

〇〇税務署 酒類指導官部門 TEL 00-1111-2222

※ この文書による行政指導の責任者は、△△税務署長です。

改正後	改正前
<p>【受講申込時の留意事項】</p> <p>別添 1 に掲載している研修については、実施日等が変更になっている場合や、定員に達したなどの理由により早期に申込みの受付を終了している場合がありますので、<u>事前に研修実施団体にお問合せいただくか、研修実施団体のホームページをご確認の上、お申込みください。</u></p>	<p>【受講申込時の留意事項】</p> <p>別添 1 に掲載している研修については、実施日等が変更になっている場合や、定員に達したなどの理由により早期に申込みの受付を終了している場合がありますので、<u>事前に研修実施団体にお問合せいただくか、研修実施団体のホームページをご確認の上、お申込みください。</u></p>

改正後	改正前
<p style="text-align: center;">別紙 5</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 10px;"> <p style="text-align: right;">(記号番号) <u>令和</u> 年 月 日</p> <p>(所在地) (名 称) (代表者氏名) 殿</p> <p style="text-align: center;">税務署長</p> <p style="text-align: center;">定期的な酒類販売管理研修の受講義務の遵守について (勧告)</p> <p>貴社 (あなた) は、自己の酒類の販売場において選任している酒類販売管理者に対し、酒税の保全及び酒類業組合等に関する法律第86条の9第6項に規定する3年を超えない期間 (以下「定期的」という。) ごとに、酒類の販売業務に関する法令に係る研修 (以下「研修」という。) を受けさせていないことから、同条第7項の規定に基づき、<u>令和</u> 年 月 日までに遵守すべきことを勧告します。</p> <p>なお、正当な理由なく本件勧告に係る措置をとらなかったときは、同条第8項の規定に基づき、酒類販売管理者に定期的な研修を受講させるべき旨を命令することがあります。</p> <p>また、本件勧告に係る定期的な研修の受講義務を遵守した場合には、その旨を速やかに報告してください。</p> <p style="text-align: right;">以上</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; width: fit-content; margin: 0 auto;">この文書による行政指導の責任者は、<u> </u> 税務署長です。</div> </div>	<p style="text-align: center;">別紙 5</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 10px;"> <p style="text-align: right;">(記号番号) <u>平成</u> 年 月 日</p> <p>(所在地) (名 称) (代表者氏名) 殿</p> <p style="text-align: center;">税務署長</p> <p style="text-align: center;">定期的な酒類販売管理研修の受講義務の遵守について (勧告)</p> <p>貴社 (あなた) は、自己の酒類の販売場において選任している酒類販売管理者に対し、酒税の保全及び酒類業組合等に関する法律第86条の9第6項に規定する3年を超えない期間 (以下「定期的」という。) ごとに、酒類の販売業務に関する法令に係る研修 (以下「研修」という。) を受けさせていないことから、同条第7項の規定に基づき、<u>平成</u> 年 月 日までに遵守すべきことを勧告します。</p> <p>なお、正当な理由なく本件勧告に係る措置をとらなかったときは、同条第8項の規定に基づき、酒類販売管理者に定期的な研修を受講させるべき旨を命令することがあります。</p> <p>また、本件勧告に係る定期的な研修の受講義務を遵守した場合には、その旨を速やかに報告してください。</p> <p style="text-align: right;">以上</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; width: fit-content; margin: 0 auto;">この文書による行政指導の責任者は、<u> </u> 税務署長です。</div> </div>

改正後	改正前
<p style="text-align: center;">別紙 6</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 10px;"> <p style="text-align: right;">(記号番号) <u>令和</u> 年 月 日</p> <p>(所在地) (名 称) (代表者氏名) 殿</p> <p style="text-align: center;">税務署長</p> <p style="text-align: center;">定期的な酒類販売管理研修の受講義務の遵守について (命令)</p> <p>貴社 (あなた) は、自己の酒類の販売場において選任している酒類販売管理者に対し、酒税の保全及び酒類業組合等に関する法律第86条の9第6項に規定する3年を超えない期間 (以下「定期的」という。) ごとに、酒類の販売業務に関する法令に係る研修 (以下「研修」という。) を受けさせていないことから、同条第8項の規定に基づき、<u>令和</u> 年 月 日までに遵守すべきことを命令します。</p> <p>なお、命令に従わない場合には、同法第98条第2号の3の規定に基づき罰金の刑に処せられる場合があります。</p> <p>また、この命令に従い定期的な研修の受講義務を遵守した場合には、その旨を速やかに報告してください。</p> <p style="text-align: right;">以上</p> </div>	<p style="text-align: center;">別紙 6</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 10px;"> <p style="text-align: right;">(記号番号) <u>平成</u> 年 月 日</p> <p>(所在地) (名 称) (代表者氏名) 殿</p> <p style="text-align: center;">税務署長</p> <p style="text-align: center;">定期的な酒類販売管理研修の受講義務の遵守について (命令)</p> <p>貴社 (あなた) は、自己の酒類の販売場において選任している酒類販売管理者に対し、酒税の保全及び酒類業組合等に関する法律第86条の9第6項に規定する3年を超えない期間 (以下「定期的」という。) ごとに、酒類の販売業務に関する法令に係る研修 (以下「研修」という。) を受けさせていないことから、同条第8項の規定に基づき、<u>平成</u> 年 月 日までに遵守すべきことを命令します。</p> <p>なお、命令に従わない場合には、同法第98条第2号の3の規定に基づき罰金の刑に処せられる場合があります。</p> <p>また、この命令に従い定期的な研修の受講義務を遵守した場合には、その旨を速やかに報告してください。</p> <p style="text-align: right;">以上</p> </div>

改正後	改正前
<p style="text-align: right;">別紙 7</p> <p style="text-align: right;">第 号 令和 年 月 日</p> <p style="text-align: center;">殿</p> <p style="text-align: center;">国 税 庁 長 官 国税局長 沖縄国税事務所長 ㊟</p> <p style="text-align: center;">酒類販売管理研修実施団体指定通知書</p> <p>令和 年 月 日付で酒税の保全及び酒類業組合等に関する法律第 86 条の 9 第 1 項の規定に基づき申請のあった研修対象者及び研修対象者とする区域を下記のとおりとする酒類販売管理研修の実施団体の指定については、令和 年 月 日付で指定しましたから、通知します。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>1 研修対象者</p> <p>2 研修対象者とする区域</p>	<p style="text-align: right;">別紙 7</p> <p style="text-align: right;">第 号 平成 年 月 日</p> <p style="text-align: center;">殿</p> <p style="text-align: center;">国 税 庁 長 官 国税局長 沖縄国税事務所長 ㊟</p> <p style="text-align: center;">酒類販売管理研修実施団体指定通知書</p> <p>平成 年 月 日付で酒税の保全及び酒類業組合等に関する法律第 86 条の 9 第 1 項の規定に基づき申請のあった研修対象者及び研修対象者とする区域を下記のとおりとする酒類販売管理研修の実施団体の指定については、平成 年 月 日付で指定しましたから、通知します。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>1 研修対象者</p> <p>2 研修対象者とする区域</p>

改正後	改正前
<p style="text-align: right;">別紙 8</p> <p style="text-align: right;">第 号 令和 年 月 日</p> <p style="text-align: center;">殿</p> <p style="text-align: center;">国 税 庁 長 官 国税局長 沖縄国税事務所長</p> <p style="text-align: right;">㊞</p> <p style="text-align: center;">酒類販売管理研修実施団体指定拒否通知書</p> <p>令和 年 月 日付で酒税の保全及び酒類業組合等に関する法律第 86 条の 9 第 1 項の規定に基づき申請のあった酒類販売管理研修の実施団体の指定については、下記の理由により、指定しないこととしましたので通知します。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>理 由</p>	<p style="text-align: right;">別紙 8</p> <p style="text-align: right;">第 号 平成 年 月 日</p> <p style="text-align: center;">殿</p> <p style="text-align: center;">国 税 庁 長 官 国税局長 沖縄国税事務所長</p> <p style="text-align: right;">㊞</p> <p style="text-align: center;">酒類販売管理研修実施団体指定拒否通知書</p> <p>平成 年 月 日付で酒税の保全及び酒類業組合等に関する法律第 86 条の 9 第 1 項の規定に基づき申請のあった酒類販売管理研修の実施団体の指定については、下記の理由により、指定しないこととしましたので通知します。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>理 由</p>

改正後	改正前
<p style="text-align: right;">別紙 10</p> <p style="text-align: right;">第 号 令和 年 月 日</p> <p style="text-align: center;">殿</p> <p style="text-align: center;">国 税 庁 長 官 国税局長 沖縄国税事務所長</p> <p style="text-align: right;">㊟</p> <p style="text-align: center;">酒類販売管理研修実施団体指定取消通知書</p> <p>令和 年 月 日付で酒税の保全及び酒類業組合等に関する法律施行規則第 11 条の 14 の規定により申請のあった酒類販売管理研修の実施団体の指定の取消しについては、令和 年 月 日付で取り消しましたから、通知します。</p>	<p style="text-align: right;">別紙 10</p> <p style="text-align: right;">第 号 平成 年 月 日</p> <p style="text-align: center;">殿</p> <p style="text-align: center;">国 税 庁 長 官 国税局長 沖縄国税事務所長</p> <p style="text-align: right;">㊟</p> <p style="text-align: center;">酒類販売管理研修実施団体指定取消通知書</p> <p>平成 年 月 日付で酒税の保全及び酒類業組合等に関する法律施行規則第 11 条の 14 の規定により申請のあった酒類販売管理研修の実施団体の指定の取消しについては、平成 年 月 日付で取り消しましたから、通知します。</p>

改正後	改正前
<p style="text-align: right;">別紙 11</p> <p style="text-align: right;">第 号 <u>令和</u> 年 月 日</p> <p style="text-align: center;">殿</p> <p style="text-align: center;">国 税 庁 長 官 国税局長 沖縄国税事務所長</p> <p style="text-align: right;">㊞</p> <p style="text-align: center;">酒類販売管理研修実施団体指定取消通知書</p> <p>酒税の保全及び酒類業組合等に関する法律第 86 条の 9 第 1 項の規定に基づく酒類販売管理研修の実施団体の指定については、<u>令和</u> 年 月 日付で下記の理由により取り消しましたから、通知します。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>理 由</p>	<p style="text-align: right;">別紙 11</p> <p style="text-align: right;">第 号 <u>平成</u> 年 月 日</p> <p style="text-align: center;">殿</p> <p style="text-align: center;">国 税 庁 長 官 国税局長 沖縄国税事務所長</p> <p style="text-align: right;">㊞</p> <p style="text-align: center;">酒類販売管理研修実施団体指定取消通知書</p> <p>酒税の保全及び酒類業組合等に関する法律第 86 条の 9 第 1 項の規定に基づく酒類販売管理研修の実施団体の指定については、<u>平成</u> 年 月 日付で下記の理由により取り消しましたから、通知します。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>理 由</p>

改正後	改正前
<p style="text-align: right;">別紙 12</p> <p style="text-align: right;">第 号 令和 年 月 日</p> <p style="text-align: center;">殿</p> <p style="text-align: center;">国 税 庁 長 官 国税局長 沖縄国税事務所長 ㊟</p> <p style="text-align: center;">酒類販売管理研修実施団体指定取消しの聴聞結果通知書</p> <p>貴団体の酒類販売管理研修の実施団体の指定の取消しについて聴聞しました結果、これを取り消さないことにしましたので通知します。</p>	<p style="text-align: right;">別紙 12</p> <p style="text-align: right;">第 号 平成 年 月 日</p> <p style="text-align: center;">殿</p> <p style="text-align: center;">国 税 庁 長 官 国税局長 沖縄国税事務所長 ㊟</p> <p style="text-align: center;">酒類販売管理研修実施団体指定取消しの聴聞結果通知書</p> <p>貴団体の酒類販売管理研修の実施団体の指定の取消しについて聴聞しました結果、これを取り消さないことにしましたので通知します。</p>

改正後

別紙 13

酒類販売管理研修の講師講習実施報告書

取 受 印		※ 整理番号	
報 告 者 殿	令和 年 月 日	(住所)	(電話)
		(名称及び代表者氏名)	
酒税の保全及び酒類業組合等に関する法律第 86 条の 9 第 1 項の規定による酒類販売管理研修の講師講習を下記のとおり実施しましたので、酒類販売管理研修講師講習受講者名簿を添えて報告します。 記			
講 師 講 習 区 分	<input type="checkbox"/> コア講師講習 <input type="checkbox"/> 研修講師講習		
実 施 場 所			
実 施 年 月 日	令和 年 月 日 ()		
実 施 時 間	時 分から 時 分 (正味 時間 分)		
受 講 人 員 (人)			
講 習 講 師 の 氏 名 (コア講師講習を受講した者)			
コア講師講習の受講日 及び受講場所	(受講日) 平成・令和 年 月 日 () (受講場所)		
(講師講習の内容及び使用教材)			
※ 税務署整理欄			

改正前

別紙 13

酒類販売管理研修の講師講習実施報告書

取 受 印		※ 整理番号	
報 告 者 殿	平成 年 月 日	(住所)	(電話)
		(名称及び代表者氏名)	
酒税の保全及び酒類業組合等に関する法律第 86 条の 9 第 1 項の規定による酒類販売管理研修の講師講習を下記のとおり実施しましたので、酒類販売管理研修講師講習受講者名簿を添えて報告します。 記			
講 師 講 習 区 分	<input type="checkbox"/> コア講師講習 <input type="checkbox"/> 研修講師講習		
実 施 場 所			
実 施 年 月 日	平成 年 月 日 ()		
実 施 時 間	時 分から 時 分 (正味 時間 分)		
受 講 人 員 (人)			
講 習 講 師 の 氏 名 (コア講師講習を受講した者)			
コア講師講習の受講日 及び受講場所	(受講日) 平成 年 月 日 () (受講場所)		
(講師講習の内容及び使用教材)			
※ 税務署整理欄			

改正後

改正前

酒類販売管理研修実施計画書

別紙 14

酒類販売管理研修実施計画書

別紙 14

取 受 印

令和 年 月 日	報 告 者	(住所) (名称及び代表者氏名)	※ 整理番号	(電話) 局 番		
酒税の保全及び酒類業組合等に関する法律第 86 条の 9 第 1 項の規定による酒類販売管理研修を下記のとおり実施する予定ですので、連絡します。						
記						
順号	実施場所	実施年月日	実施時間	受講予定人員 (人)	受講制限 の有無	共催する 研修実施団体名
1					有・無	
2					有・無	
3					有・無	
4					有・無	
5					有・無	
6					有・無	
7					有・無	
8					有・無	
9					有・無	
10					有・無	
11					有・無	
12					有・無	
13					有・無	
14					有・無	
15					有・無	
16					有・無	
17					有・無	
18					有・無	
19					有・無	
20					有・無	
※ 税務署整理欄						

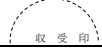
取 受 印

平成 年 月 日	報 告 者	(住所) (名称及び代表者氏名)	※ 整理番号	(電話) 局 番		
酒税の保全及び酒類業組合等に関する法律第 86 条の 9 第 1 項の規定による酒類販売管理研修を下記のとおり実施する予定ですので、連絡します。						
記						
順号	実施場所	実施年月日	実施時間	受講予定人員 (人)	受講制限 の有無	共催する 研修実施団体名
1					有・無	
2					有・無	
3					有・無	
4					有・無	
5					有・無	
6					有・無	
7					有・無	
8					有・無	
9					有・無	
10					有・無	
11					有・無	
12					有・無	
13					有・無	
14					有・無	
15					有・無	
16					有・無	
17					有・無	
18					有・無	
19					有・無	
20					有・無	
※ 税務署整理欄						

改正後

別紙 15

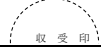
酒類販売管理研修実施報告書

 収 受 印 年 月 日		※ 整理番号		
会社 年 月 日 報告者 職 位	(住所)	(名称及び代表者氏名)	(電話) 局 番	
酒税の保全及び酒類業組合等に関する法律第 86 条の 9 第 1 項の規定による酒類販売管理研修を下記のとおり実施しましたので、研修受講者名簿を添えて報告します。 記				
順 号	1	2	3	4
実 施 年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日
実 施 場 所				
実 施 時 間				
受 講 人 員 (人)				
共催した研修実施団体名				
研 修 講 師 名				
研修講師の所属する 研修実施団体の名称 研修実施団体と研修を 実施した講師が所属 する研修実施団体とが 異なる場合はその理由				
研 修 内 容				
※ 税務署整理欄				

改正前

別紙 15

酒類販売管理研修実施報告書

 収 受 印 年 月 日		※ 整理番号		
正社 年 月 日 報告者 職 位	(住所)	(名称及び代表者氏名)	(電話) 局 番	
酒税の保全及び酒類業組合等に関する法律第 86 条の 9 第 1 項の規定による酒類販売管理研修を下記のとおり実施しましたので、研修受講者名簿を添えて報告します。 記				
順 号	1	2	3	4
実 施 年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日
実 施 場 所				
実 施 時 間				
受 講 人 員 (人)				
共催した研修実施団体名				
研 修 講 師 名				
研修講師の所属する 研修実施団体の名称 研修実施団体と研修を 実施した講師が所属 する研修実施団体とが 異なる場合はその理由				
研 修 内 容				
※ 税務署整理欄				

改正後

別紙 17

酒類販売管理研修実施団体異動報告書

取 受 印		※ 整理番号		
令和 年 月 日	報 告 者 殿	(住所)	(電話)	
		(名称及び代表者氏名)		
局 番				
◎				
酒税の保全及び酒類業組合等に関する法律施行規則第 11 条の 19 の規定により、酒類販売管理研修実施団体の異動事項について、下記のとおり報告します。				
記				
異 動 事 項	項 目		前	後
	研 修 実 施 団 体	住 所		
		名 称		
	研 修 実 施 計 画 書			
	事 業 報 告 書 等			
	定 款 又 は 寄 付 行 為			
	役 員 の 氏 名			
	研修の対象とする販売場の所在する区域			
	研 修 講 師	住 所 等		
		氏 名		
		講習受講日	<input type="checkbox"/> コア講師研修 <input type="checkbox"/> 研修講師講習 年 月 日	<input type="checkbox"/> コア講師研修 <input type="checkbox"/> 研修講師講習 年 月 日
	酒 類 販 売 管 理 研 修	実 施 方 法		
		内 容		
	受 講 手 数 料	研 修 受 講 証 の 交 付		
		金 額		
		取 納 方 法		
	販売管理研修の実施に関する事項の公表方法			
販売管理研修に関する帳簿及び書類の保存に関する事項				
その他販売管理研修に関し必要な事項として報告した事項				
異 動 理 由				
摘 要				

改正前

別紙 17

酒類販売管理研修実施団体異動報告書

取 受 印		※ 整理番号		
平成 年 月 日	報 告 者 殿	(住所)	(電話)	
		(名称及び代表者氏名)		
局 番				
◎				
酒税の保全及び酒類業組合等に関する法律施行規則第 11 条の 19 の規定により、酒類販売管理研修実施団体の異動事項について、下記のとおり報告します。				
記				
異 動 事 項	項 目		前	後
	研 修 実 施 団 体	住 所		
		名 称		
	研 修 実 施 計 画 書			
	事 業 報 告 書 等			
	定 款 又 は 寄 付 行 為			
	役 員 の 氏 名			
	研修の対象とする販売場の所在する区域			
	研 修 講 師	住 所 等		
		氏 名		
		講習受講日	<input type="checkbox"/> コア講師研修 <input type="checkbox"/> 研修講師講習 年 月 日	<input type="checkbox"/> コア講師研修 <input type="checkbox"/> 研修講師講習 年 月 日
	酒 類 販 売 管 理 研 修	実 施 方 法		
		内 容		
	受 講 手 数 料	研 修 受 講 証 の 交 付		
		金 額		
		取 納 方 法		
	販売管理研修の実施に関する事項の公表方法			
販売管理研修に関する帳簿及び書類の保存に関する事項				
その他販売管理研修に関し必要な事項として報告した事項				
異 動 理 由				
摘 要				